

基本的対処方針が廃止されることについて、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いします。

事務連絡
令和5年4月27日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止について

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」が決定されましたので、別紙のとおりお知らせします。

各府省庁におかれましては、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いいたします。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 (総括2班)

担当者: 入野、鈴木、岡島、柴山、伊原

直通 03 (6257) 1309

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp



新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和 5 年 4 月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和 5 年 5 月 8 日に廃止する。